法科大学院制度の経緯について　～法科大学院開設20年の歩み～

■H13　司法制度改革審議会意見書

・新司法試験合格者数の年間3,000人達成を目指す。
・司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法科大学院を中核とした、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を整備すべき。
・法科大学院の設置認可は広く参入を認める仕組みとする。（※）
・適切な機構を設けて法科大学院に対する第三者評価（適格認定）を実施。

※当時、行政全体が事前規制から事後チェック規制へ移行

■H14　中央教育審議会「法科大学院の設置基準等について(答申)」
学校教育法改正、法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律成立

■H16　**法科大学院開設**

法科大学院の参入を広く認めた結果、入学者数はピーク時で約5,800人(H18)に。
一方、司法試験合格者数は、H20に2,000人に達した後、ほぼそのまま推移。
⇒ **司法試験合格率の低迷、法科大学院志願者数の減少。**

・中教審にて法科大学院教育の質の向上、更なる充実等について審議。
・各法科大学院においても入学定員や組織の見直しに努める。
・H24年度予算から、**「公的支援の見直し」**（司法試験合格率や入学者選抜における競争倍率等の指標に基づき公的支援を減額する仕組み）を導入。

■H25　法曹養成制度関係閣僚会議決定「法曹養成制度改革の推進について」

・合格者数3,000人程度との数値目標は現実性を欠く。当面、数値目標は立てない。

・**「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」**の推進（H27年度予算から、先導的な取組の提案も評価に加え、よりメリハリある予算配分を行う仕組みに改善。）

■H27　法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度改革の更なる推進について」

・法曹人口が1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を行う。
・H30年度までを**法科大学院集中改革期間**と位置づけ、**①法科大学院の組織見直し、②教育の質の向上、③学生の経済的・時間的負担軽減**を推進。
・累積合格率が概ね7割以上となるよう充実した教育が行われることを目指す。

■R元　**法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律等の一部改正**

① 法科大学院における**教育の充実**
②**「３＋２」（法曹コース３年＋法科大学院２年）**を幹とする制度改正
③ 法科大学院の**定員を管理**
④ 司法試験受験資格の見直し等（**法科大学院在学中受験資格**の導入）

■R2　「３＋２」法曹コース開始
■R5　在学中受験開始

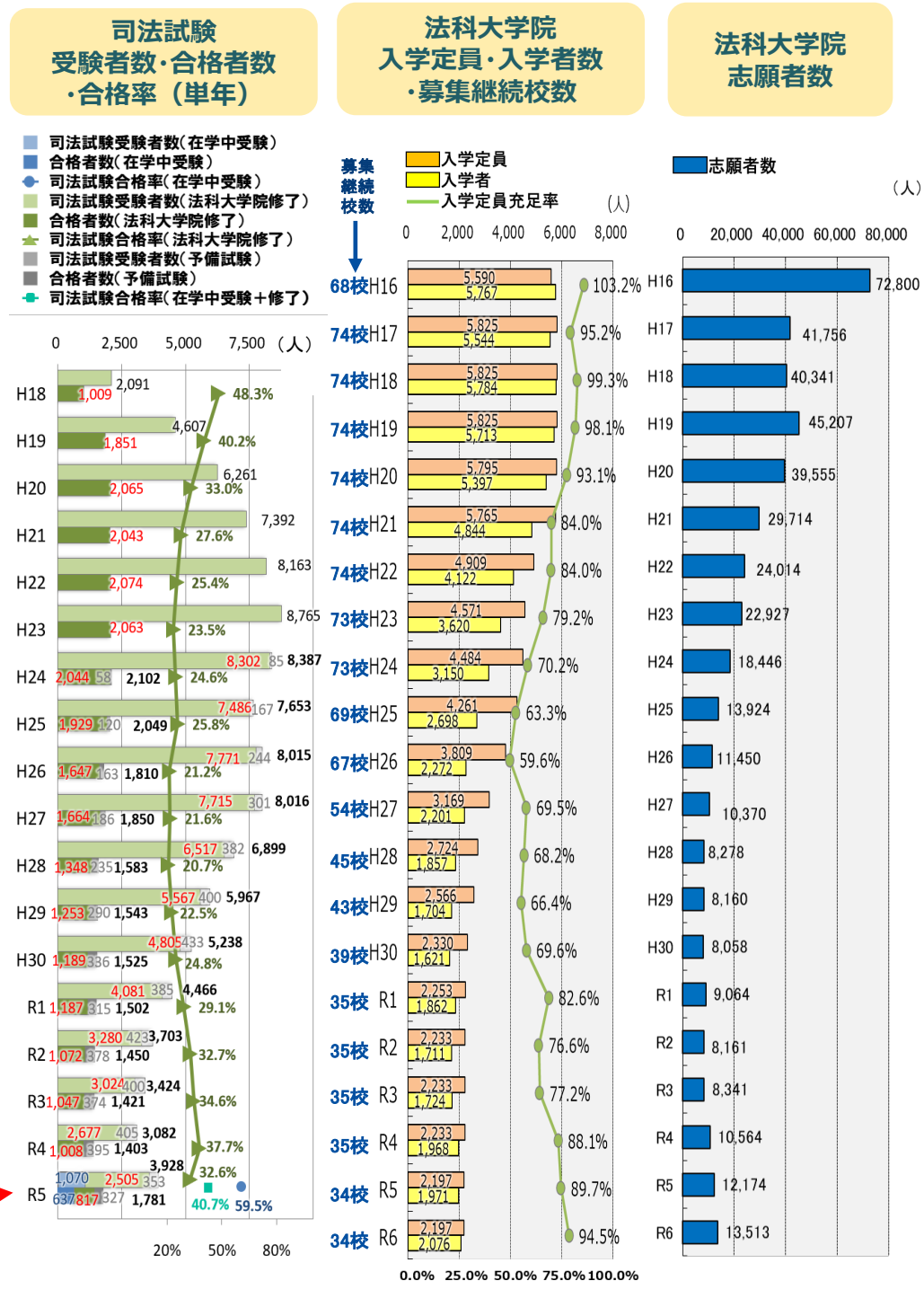

III　司法制度を支える法曹の在り方

第1　法曹人口の拡大

1. 法曹人口の大幅な増加

○　現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手し、平成16(2004)年には合格者数1,500人達成を目指すべきである。
○　法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22(2010)年ころには新司法試験の合格者数の年間3,000人達成を目指すべきである。
○　このような法曹人口増加の経過により、おおむね平成30(2018)年ころまでには、実働法曹人口は5万人規模に達することが見込まれる。

我が国の法曹人口について、昭和39年の臨時司法制度調査会の意見は、「法曹人口が全体として相当不足していると認められるので、司法の運営の適正円滑と国民の法的生活の充実向上を図るため、質の低下を来たさないよう留意しつつ、これが漸増を図ること」を求めた。この年は、司法試験の最終合格者数が戦後初めて500人を超えた年であったが、その後、その数は増えず、500人前後の数字が平成2年まで続いた。そして、平成3年からようやく増加に転じ、平成11年には1,000人に達した。法曹人口の総数は、平成11年の数字で20,730人となっている(ちなみに、国際比較をすると、法曹人口(1997)については、日本が約20,000人〈法曹1人当たりの国民の数は約6,300人〉、アメリカが約941,000人〈同約290人〉、イギリスが約83,000人〈同約710人〉、ドイツが約111,000人〈同約740人〉、フランスが約36,000人〈同約1,640人〉であり、年間の新規法曹資格取得者数については、アメリカが約57,000人〈1996-1997〉、イギリスが約4,900人〈バリスタ1996-1997、ソリシタ1998〉、ドイツが約9,800人〈1998〉、フランスが約2,400人〈1997〉である。)。

しかし、今後、国民生活の様々な場面における法曹需要は、量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想される。その要因としては、経済・金融の国際化の進展や人権、環境問題等の地球的課題や国際犯罪等への対処、知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争の増加、「法の支配」を全国あまねく実現する前提となる弁護士人口の地域的偏在の是正(いわゆる「ゼロ・ワン地域」の解消)の必要性、社会経済や国民意識の変化を背景とする「国民の社会生活上の医師」としての法曹の役割の増大など、枚挙に暇がない。

これらの諸要因への対応のためにも、法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題である。司法試験合格者数を法曹三者間の協議で決定することを当然とするかのごとき発想は既に過去のものであり、国民が必要とする質と量の法曹の確保・向上こそが本質的な課題である。

このような観点から、当審議会としては、法曹人口については、計画的にできるだけ早期に、年間3,000人程度の新規法曹の確保を目指す必要があると考える。具体的には、平成14(2002)年の司法試験合格者数を1,200人程度とするなど、現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手することとし、平成16(2004)年には合格者数1,500人を達成することを目指すべきである。さらに、同じく平成16(2004)年からの学生受入れを目指す法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、新制度への完全な切替え(詳細は後記第2「法曹養成制度の改革」参照)が予定される平成22(2010)年ころには新司法試験の合格者数を年間3,000人とすることを目指すべきである。このような法曹人口増加の経過を辿るとすれば、おおむね平成30(2018)年ころまでには、実働法曹人口は5万人規模(法曹1人当たりの国民の数は約2,400人)に達することが見込まれる。

なお、実際に社会の様々な分野で活躍する法曹の数は社会の要請に基づいて市場原理によって決定されるものであり、新司法試験の合格者数を年間3,000人とすることは、あくまで「計画的にできるだけ早期に」達成すべき目標であって、上限を意味するものではないことに留意する必要がある。

司法制度改革審議会意見書　ー21世紀の日本を支える司法制度ー　(平成13年6月12日)【抜粋】②

III　司法制度を支える法曹の在り方

第2　法曹養成制度の改革

2. 法科大学院

(1) 目的、理念

ア　目 的

法科大学院は、司法が 21 世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立することを目的とし、司法試験、司法修習と連携した基幹的な高度専門教育機関とする。

イ　教育理念

法科大学院における法曹養成教育の在り方は、理論的教育と実務的教育を架橋するものとして、公平性、開放性、多様性を旨としつつ、以下の基本的理念を統合的に実現するものでなければならない。

- 「法の支配」の直接の担い手であり、「国民の社会生活上の医師」としての役割を期待される法曹に共通して必要とされる専門的資質・能力の習得と、かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養、向上を図る。
- 専門的な法知識を確実に習得させるとともに、それを批判的に検討しまた発展させていく創造的な思考力、あるいは事実に即して具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析能力や法的議論の能力等を育成する。
- 先端的な法領域について基本的な理解を得させ、また、社会に生起する様々な問題に対して広い関心を持たせ、人間や社会の在り方に関する思索や実際的な見聞、体験を基礎として、法曹としての責任感や倫理観が涵養されるよう努めるとともに、実際に社会への貢献を行うための機会を提供しうるものとする。

ウ　制度設計の基本的考え方

法科大学院の制度設計に当たっては、前記のような教育理念の実現を図るとともに、以下の点を基本とする。

- 法科大学院の設置については、適正な教育水準の確保を条件として、関係者の自発的創意を基本にしつつ、全国的な適正配置となるよう配慮すること
- 法科大学院における教育内容については、学部での法学教育との関係を明確にすること
- 新しい社会のニーズに応える幅広くかつ高度の専門的教育を行うとともに、実務との融合をも図る教育内容とすること法科大学院における教育は、少なくとも実務修習を別に実施することを前提としつつ、司法試験及び司法修習との有機的な連携を図るものとすること
- 以上のような教育を効果的に行い、かつ社会的責任を伴う高度専門職業人を養成するという意味からも、教員につき実務法曹や実務経験者等の適切な参加を得るなど、実務との密接な連携を図り、さらには、実社会との交流が広く行われるよう配慮すること
- 入学者選抜については、他学部、他大学の出身者や社会人等の受入れにも十分配慮し、オープンで公平なものとすること
- 資力のない人や社会人、法科大学院が設置される地域以外の地域の居住者等にも法曹となる機会を実効的に保障できるよう配慮すること
- 法科大学院における適正な運営の確保及びその教育水準の維持、向上を図るため、公正かつ透明な評価システムを構築するなど、必要な制度的措置を講じること

法曹養成制度関係閣僚会議決定「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年７月16日）【抜粋】 別紙2

はじめに

本閣僚会議は、司法制度改革によって導入された新しい法曹養成制度について様々な課題が指摘されていることから、その在り方について、法曹養成制度検討会議の意見等も踏まえて検討を行ったものである。（略）

第3 今後の法曹人口の在り方

司法試験の年間合格者数については、3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠くものであり、当面、このような数値目標を立てることはしないものとする。（略）

＜参考：法曹養成制度検討会議取りまとめ（平成25年6月26日)【抜粋】＞

第2 今後の法曹人口の在り方

○ 社会がより多様化，複雑化する中，法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され，このような社会の要請に応えるべく，質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下，全体としての法曹人口を引き続き増加させ る必要があることに変わりはない。
○ 現在の法曹養成制度を取り巻く状況に鑑みれば，現時点において，司法試験の年間合格者数を3，000人程度とすることを目指すべきとの数値目標 を掲げることは，現実性を欠く。
○ （略）

・ 司法制度改革審議会意見書では，国民生活の様々な場面における法曹需要は， 量的に増大するとともに，質的にますます多様化，高度化することが予想され，その対応のためにも，法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題であると して，法曹人口増大の必要性が指摘され，閣議決定において，「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら，平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3，000人程度とすることを目指す。」との目標が定められた。なお，もとより，実際の司法試験合格者は，司法試験委員会において，法曹となろうとする者に必要な学識・能力を有しているかどうかという観点から，適正に判定されるものである。
・ このような目標を掲げた司法制度改革によって，我が国の法曹人口は，平成 13年の2万1，864人から，平成25年には3万8，416人にまで増加 し，弁護士が1人もいない地域がなくなり，国民が法的サービスにアクセスし やすくなったこと，法曹が自治体，企業及び海外展開等においても広く活動する足掛かりとなったことなど，成果が認められる。
・ 司法制度改革後の日本社会を取り巻く環境は変化を続けており，より多様化， 複雑化する中，法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され，この ような社会の要請に応えるべく，質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下，全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることに変わりはない。
・ 他方で，「プロセス」としての法曹養成制度が多くの課題を抱える中，司法試験の合格者数は，平成22年以降も2，000人から2，100人程度にと どまり，閣議決定された司法試験の合格者数は達成されていない。また，近年，過払金返還請求訴訟事件を除く民事訴訟事件数や法律相談件数はさほど増えておらず，法曹の法廷以外の新たな分野への進出も現時点では限定的といわざるを得ない状況にある。さらに，ここ数年，司法修習終了者の終了直後の弁護士未登録者数が増加する傾向にあり，法律事務所への就職が困難な状況が生じていることがうかがわれることからすれば，現時点においても司法試験の年間合格者数を3，000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは，現実性を欠くものといわざるを得ない。
・ （略）

第2 今後の法曹人口の在り方

新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。すなわち、引き続き法科大学院を中核とする法曹養成制度の改革を推進するとともに、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化等に必要な取組を進め、より多くの有為な人材が法曹を志望し、多くの質の高い法曹が、前記司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきである。

なお、新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの指針は、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。

法務省は、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行うこととする。

第3 法科大学院

1 法科大学院改革に関する基本的な考え方

○ 平成27年度から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度(※)が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す。

※ 地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね7割以上。

○ 法科大学院生に対する経済的支援の更なる充実や優秀な学生を対象とした在学期間の短縮により、法科大学院課程修了までに要する経済的・時間的負担の縮減を図る。

法科大学院集中改革期間（平成27年度～平成30年度）における法科大学院改革の取組

【法曹養成制度改革推進会議決定（文部科学省関係部分）】

法曹人口

当面1,500人程度は輩出されるよう必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく関係者が最善を尽くし、より多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況に（なお、質の確保にも留意）

法科大学院

平成３０年度までを集中改革期間として、必要な取組を行う

○司法試験の累積合格率が概ね７割以上合格できるよう充実した教育を目指す

○組織見直し
- 公的支援の見直し強化策の継続
- 客観的指標を活用した認証評価の運用
- 教育の実施状況等に関する調査手続の整備
- 設置基準の見直しの検討等

○教育の質の向上
- 実務家教員等の活用、未修者教育の充実、先導的取組の支援
- 共通到達度確認試験（仮称）の試行
- 適性試験等の在り方の検討

○経済的・時間的負担軽減
- 奨学金制度・授業料減免制度による経済的支援の充実
- 学部早期卒業・飛び入学による在学期間短縮
- ICTを活用した法科大学院教育の実施の検討

【文部科学省における法科大学院改革の取組】

当面目指すべき定員規模の設定

○法科大学院の当面目指すべき定員規模を2,500人程度に設定
平成30年度 2,300人

認証評価の厳格化

○省令を改正し、認証評価において客観的指標（司法試験合格率・定員充足率・入試の競争倍率）を活用

法科大学院教育状況調査

○課題があると認められる法科大学院に対して書面・ヒアリング・実地調査を実施

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム

○公的支援のメリハリ付けを通じて各法科大学院の組織見直しを促進
（入学定員：平成17年度 5,825人→平成30年度 2,330人）
（学生募集を行う法科大学院数：平成17年 74校 → 36校 ※31.3現在）
○先進的な取組を行う法科大学院には公的支援を加算

共通到達度確認試験

○各法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行うことを目的として、平成30年度を目途に本格実施に移すべく試行を実施中

統一適性試験の在り方見直し

○入学者選抜を取り巻く環境の変化を踏まえ、統一適性試験の利用を任意化
○未修者の入学者選抜等に関するガイドラインを作成

経済的支援の充実

○各法科大学院において、給付型奨学金等の経済的支援を充実

早期卒業・飛び入学の活用

○早期卒業・飛び入学を活用し、５年で司法試験受験資格を取得するコースの普及を加算プログラムを通じて推進

ICTの活用

○ICTを活用した教育につき委託研究（受託：中央大学）を実施し、留意点等を有識者会議で取りまとめ

※　司法修習：法改正により、第７１期以降の司法修習生に対して修習給付金を支給

別紙4

令和元年6月27日
中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第92回） 資料3

法科大学院を中核とする法曹養成制度改革の全体像 －改革プラン－

法科大学院が直面する主な課題

✓ **司法試験の合格率低迷や受験資格取得までの時間的・経済的負担による法科大学院志願者の大幅な減少**
→ 過半数の法科大学院（特に地方）が募集停止等。入学者数はピーク時の28％。予備試験合格者の74％が大学・法科大学院の学生（出願時）

✓ **法学未修者コース修了者の司法試験合格率の低迷**
→ 司法試験累積合格率（法科大学院修了後５年間）について、法学既修者は７割超えの一方、法学未修者は約５割。社会人志願者等が激減

改革の趣旨

◎**法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成の理念を堅持**し、**法科大学院教育の充実**を図りつつ、学生の資質・能力に応じて**より短い期間で法曹となる途を拡充**するとともに、**法曹を目指す社会人や地方学生を支援**し、**制度の信頼性・安定性を確保**

1. プロセス改革
～学部段階から司法修習までをプロセスとして再構築し、優れた資質を有する志願者を呼び戻す～

→ **累積合格率目標を達成できるような充実した教育を速やかに実現**

○法曹コースの設置等による法科大学院教育の充実

✓法曹志望者が学部段階から充実した教育を受けられるよう、法科大学院と連携した学部課程として法曹コースを設置・拡充(☆)

✓法科大学院は、法曹コース修了者を対象に書類審査・面接等により特別選抜を実施(☆)※特別選抜の定員は全入学定員の2分の1を上限

✓法科大学院の収容定員を現状の範囲内(入学定員2,300人)で管理し、司法試験合格まで予測可能性の高い養成制度を実現(☆)

○早期卒業・飛び入学の推進、司法試験の在学中受験の導入

✓早期卒業・飛び入学による入学希望者について、入学者選抜で適切な配慮を行うなど（☆）早期卒業・飛び入学（3＋2）を推進

✓法科大学院在学中の司法試験受験を可能とし、早期卒業等の活用と併せて、時間的・経済的負担の大幅な軽減を図る（☆）

✓法科大学院在学中受験資格で司法試験に合格した者につき、法科大学院修了を司法修習生採用の要件とする（☆）

※プロセスにより、①専門的な法知識の修得、②創造的な思考力の育成や先端的な法領域の理解、③実務基礎教育を通じ、人間性豊かな法曹を養成

2. 多様性確保の推進
～社会人や他学部出身者が法科大学院で学べる環境を確保～

→**多様なバックグラウンドを有する有為な人材を確保し、質の高い未修者教育を実現**

✓ 法科大学院の受験時期や科目等について入学者選抜で配慮（☆）

✓ １年次終了時に共通到達度確認試験を導入し、全国レベルでの成績把握、教育改善を実現

✓ ＩＣＴ等を活用した、社会人に特化した教育の推進

3. 法科大学院へのアクセス向上
～地方在住の法曹志望者が法科大学院で学べる環境を確保～

✓法科大学院を有していない大学も、法曹コース設置が可能
※法科大学院が必要な協力を行う(☆)、入学者選抜で「地方専願枠」も可能

✓学部成績以外の要素を考慮して飛び入学を認めることを可能とし(☆)、法科大学院不在地域の学生の早期進学も推進

✓ＩＣＴ等を活用し、法科大学院不在地域の大学から法科大学院進学を促進

（☆）：法律改正事項

4. その他、推進会議決定事項

✓法科大学院改革の進捗に合わせ、予備試験の必要な制度的措置を検討

✓法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた環境整備を、引き続き実施

✓法務省と文科省が連携し、関係機関等の協力を得て、改革の取組を推進

法曹養成制度の理念に立ち返った法科大学院改革

法曹コースの設置・早期卒業等の推進・司法試験の在学中受験の導入により、有為な人材を呼び戻し、法曹養成制度の理念である「プロセスとしての養成」を立て直す。併せて、多様なバックグラウンドを有する人材を確保し、「プロセス教育」の内容を一層充実させる。

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律の概要（その１）

趣　旨

法曹の養成のための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進するため、①法科大学院における教育は法曹となろうとする者に必要とされる学識等を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施すべきこと等を大学の責務として新たに規定するとともに、②法科大学院を設置する大学と当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置く大学との連携に関する制度の創設、③法科大学院の課程における所定の単位の修得及び当該課程の修了の見込みについて当該法科大学院を設置する大学の学長が認定した者に対する司法試験の受験資格の付与等の措置を講ずる。

概　要

１．法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正

（１）法科大学院における教育の充実

① 法科大学院において、以下の学識等を段階的・体系的に涵養すべきことを規定。【第4条】
- **(ｱ)** 法曹となろうとする者に共通して必要とされる学識及びその応用能力
- **(ｲ)** 法曹となろうとする者に必要な専門的な法律に関する分野の学識及びその応用能力
- **(ｳ)** 実務の基礎的素養や弁論能力等

② 法科大学院に、教育課程や成績評価・修了認定の基準等の公表を義務付け。【第5条】

（２）法科大学院と法学部等との連携に関する規定の新設

法科大学院を設置する大学が、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程（連携法曹基礎課程）を置こうとする大学と当該課程における教育の実施等に関する「法曹養成連携協定」を締結し、文部科学大臣が認定する制度を創設。【第6条】

（３）法科大学院における入学者の多様性の確保

法学未修者、社会人、早期卒業・飛び入学により入学しようとする者に対する入学者選抜における配慮義務を規定。【第10条】

（４）法務大臣と文部科学大臣の相互協議の規定の新設

法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求めることができること等を規定。【第13条】

※ 政令により法科大学院の定員増を認可事項とし、文部科学省告示により入学定員総数につき2,300人程度を上限とする。

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律の概要（その２）

概　要（続き）

２．学校教育法の一部改正 【第102条第2項】

大学院への飛び入学の資格について、当該大学院を置く大学が定める単位を優秀な成績で修得したと認められる者に加えて、当該者と同等以上の資質・能力を有すると認められる者（※）を追加。

※ 文部科学省令により、判断材料として、法科大学院の「既修者認定試験」を規定。

３．司法試験法及び裁判所法の一部改正

① 司法試験の受験資格を有する者として、法科大学院の課程に在学する者であって、所定の単位を修得しており、かつ、１年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあると当該法科大学院を設置する大学の学長が認定したものを追加し、受験可能期間の起算点の特則を規定。【司法試験法第4条第2項】

② 上記の受験資格に基づいて司法試験を受けた者については、司法試験の合格に加え、法科大学院課程の修了を、司法修習生の採用に必要な要件として規定。【裁判所法第66条第1項】

③ 司法試験の選択科目相当科目の履修義務付け（※）を含む法科大学院教育の見直しを踏まえ、予備試験の論文式試験について、選択科目を導入し、一般教養科目を廃止。【司法試験法第5条第3項】

※ １．（１）①(イ)を踏まえ、文部科学省令において規定。

等

施行期日

平成32（2020）年４月１日（ただし、1.（４）及び経過措置に係る規定は公布日、３．①及び②並びに１．のうち３．①に関係する規定は平成34（2022）年10月１日、３．③は平成33（2021）年12月1日）